

No. _____

寄附金受領証明書

寄附者の住所 _____

寄附者の氏名 _____ 様

¥ _____ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 _____

法人名 _____ ⑩

上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る（ ）事業に関連する寄附金として受領した金額で、当該事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます。（県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、市町村において寄附金税額控除の対象としている場合を除き、個人県民税の税額控除のみとなります。）

- （注1） 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。その際、確定申告書に本証明書を添付して提出してください。
- （注2） 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合及び、指定した特定非営利活動法人に対する個人住民税の寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの市町村に住民税用の申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられません。
- （注3） 寄附金税額控除の適用が受けられる個人住民税のうち、個人市町村民税については、各市町村の条例で指定している場合に限り税額控除の対象となります。

※ この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。